

那須塩原市農業委員会

第24回総会議事録

令和7年5月26日(月)

いきいきふれあいセンター 大会議室

1. 開催日時：令和7年5月26日（月）午後1時30分～午後3時00分

2. 場 所：いきいきふれあいセンター 大会議室

3. 出席委員：20名

会長	7	加藤 拓央	委員	10	月井 喜美郎
会長職務代理者	14	金田 廣衛	〃	11	岡本 利江
委員	1	石崎 清	〃	12	木下 久雄
〃	2	秋元 誠	〃	13	神藤 芳定
〃	3	菊地 喜芳	〃	15	辻野 岩男
〃	4	君島 良一	〃	16	菊地 瞳
〃	5	槌江 栄作	〃	17	松本 忠太
〃	6	高瀬 和夫	〃	18	一戸 養子
〃	8	室井 孝美	〃	19	菊地 寿行
〃	9	斎藤 栄	〃	20	白井 通

4. 欠席委員：なし

5. 議事録署名人の指名：議席番号18番一戸養子委員、19番菊地寿行委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 買受適格証明願いについて（法第5条関係）
- 2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 6) 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の協議に対する意見について
- 7) 議案第7号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
- 8) 議案第8号 令和8年度農林関係税制改正に関する要望事項の承認について
- 9) 議案第9号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 10) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 11) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）

7. 事務局職員

事務局長	押久保 昭	主事	藤田 なな
局長補佐兼農政係長	織田 暢子		
農地係長	上野 純宏		

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長	ただ今より、那須塩原市農業委員会第24回総会を開会いたします。 今回の欠席委員はおりません。在任委員20名、全員が出席しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。 次に「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。 総会規則に基づき議長が指名することで御異議ございませんか。
神藤芳定委員	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議席番号18番一戸養子委員と19番菊地寿行委員を指名いたします。 議案第1号「買受適格証明願いについて（法第5条関係）」を議題といたします。 番号1番及び2番について、神藤芳定委員の報告を求めます。 議案第1号、番号1番について報告します。 競売となった農地の入札に参加するため、願い出人の事業計画が農地法第5条の許可要件に適格であるとする農業委員会の証明が必要となったものです。 競売への参加目的は、駐車場用地としての利用です。 願い出内容は、議案書記載のとおりです。 競売地は、那須塩原市役所本庁より南西へ1キロメートルに位置しています。 願い出地の立地状況は、願い出地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、願い出地を駐車場として利用する内容となっています。 上下水道は利用せず、雨水排水は敷地内浸透処理とします。 現地調査は、5月22日、午前9時10分頃に行いました。 調査の結果、農地転用は可能であるとして、願い出人が入札に参加することに問題は無いと判断しました。地元調査員及び現地調査班としては、証明相当として報告を終わります。 議案第1号、番号2番について報告します。 競売となった農地の入札に参加するため、願い出人の事業計画が農地法第5条の許可要件に適格であるとする農業委員会の証明が必要となったものです。 競売への参加目的は、駐車場用地としての利用です。 願い出内容は、議案書記載のとおりです。 競売地は、那須塩原市役所本庁より南西へ約1キロメートルに位置しています。 願い出地の立地状況は、願い出地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、願い出地を駐車場として利用する内容となっています。 上下水道は利用せず、敷地内砂利敷きとし、雨水排水は自然浸透処理とします。 現地調査は、5月22日、午前9時10分頃に行いました。 調査の結果、農地転用は可能であるとして、願い出人が入札に参加することに問題は無いと判断しました。地元調査員及び現地調査班としては、証明相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。まず、番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、神藤芳定委員の報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。 次に、番号2番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、神藤芳定委員の報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については証明することに決しました。 続けて、番号3番及び4番について、神藤芳定委員の報告を求めます。
神藤芳定委員	議案第1号、番号3番について報告します。 競売となった農地の入札に参加するため、願い出人の事業計画が農地法第5条の許可

要件に適格であるとする農業委員会の証明が必要となったものです。
競売への参加目的は、資材置き場用地としての利用です。
願い出内容は、議案書記載のとおりです。
競売地は、那須塩原市役所本庁より南西へ約1キロメートルに位置しています。
願い出地の立地状況は、願い出地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、願い出地を資材置場として利用する内容となっています。
上下水道は利用せず、雨水排水は敷地内浸透処理とします。
現地調査は、5月22日、午前9時10分頃に行いました。
調査の結果、農地転用は可能であるとして、願い出人が入札に参加することに問題は無いと判断しました。地元調査員及び現地調査班としては、証明相当として報告を終わります。
議案第1号、番号4番について報告します。
競売となった農地の入札に参加するため、願い出人の事業計画が農地法第5条の許可要件に適格であるとする農業委員会の証明が必要となったものです。
競売への参加目的は、駐車場用地としての利用です。
願い出内容は、議案書記載のとおりです。
競売地は、那須塩原市役所本庁より南西へ約1キロメートルに位置しています。
願い出地の立地状況は、願い出地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、願い出地を駐車場として利用する内容となっています。
上下水道は利用せず、雨水排水は自然浸透処理とします。
現地調査は、5月22日、午前9時10分頃に行いました。
調査の結果、農地転用は可能であるとして、願い出人が入札に参加することに問題は無いと判断しました。地元調査員及び現地調査班としては、証明相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。まず、番号3番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、神藤芳定委員の報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号3番については証明することに決しました。
次に、番号4番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、神藤芳定委員の報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号4番については証明することに決しました。
次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

月井喜美郎委員 番号1番について、月井喜美郎委員の報告を求めます。
議案第2号、番号1番について報告します。
農地を売買する申請です。申請内容は、議案書記載のとおりです。
調査は、5月18日、午前10時頃、申請地で申請人から行いました。
申請地は、那須塩原市立青木小学校より北東へ約1.2キロメートルに位置しています。
譲受人が申請に至った経緯は、譲渡人から譲渡の申し入れを受け、隣接地で飼料作物を作付けしていることから、好都合と考え申請に至りました。
譲受人が所有する農地の利用状況は、自作地82,000平方メートル、畑に飼料作物を作付けしております。農業機械としまして、トラクター6台、ホイールローダー4台、パワーショベル2台、フォークリフト2台を保有しています。
申請地の耕作予定は、牧草、イタリアンを作付け予定です。
調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号1番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。

議長 菊地瞳委員 議長 月井喜美郎委員	報告が終わりました。番号１番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので月井喜美郎委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１番については許可することに決しました。 続けて、番号２番ですが、本件については、菊地瞳委員と関連があり、農業委員会等に関する法律第３１条に規定する議事参与の制限に該当しますので、菊地瞳委員の退室を求めます。 ＜退室＞ それでは、番号２番について、月井喜美郎委員の報告を求めます。 議案第２号、番号２番について報告します。 農地を売買する申請です。申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、５月１８日、午前１０時３０分頃、申請地で申請人から行いました。 申請地は、西岩崎自治公民館より西へ約４８０メートルに位置しています。 譲受人が申請に至った経緯は、申請する場所において、飼料作物を作付けしておりますが、今回、譲渡人からの移譲を受け申請に至りました。 譲受人が所有する農地の利用状況は、水田１５，０００平方メートル、畑７０，０００平方メートル、酪農経営で、牛１００頭、これは成牛、子牛を含みます。その他に農業機械としまして、トラクター４台、ホイルローダー１台を保有しております。 申請地の耕作予定は、牧草、飼料用トウモロコシを作付け予定です。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認し、番号２番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長 菊地瞳委員 議長	報告が終わりました。番号２番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので月井喜美郎委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号２番については許可することに決しました。 ここで 菊地瞳委員の入室を求めます。 ＜入室＞ 菊地瞳委員に申し上げます。 議案第２号番号２番については、許可することに決しました。 番号３番について、岡本利江委員の報告を求めます。
岡本利江委員	議案第２号、番号３番について報告します。 農地を贈与する申請です。申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、５月１２日、午前９時５０分頃、申請人宅で申請人から行いました。 申請地は、那須塩原市立豊浦小学校より南へ７００メートルに位置しています。 譲受人が申請に至った経緯は、以前から譲渡人より水田として借りており、今回譲渡人より贈与する話がまとまり、申請に至りました。 譲受人が所有する農地の利用状況は、水田５４４アール、畑２３０アールを耕作しており、トラクター５台、コンバイン１台、田植え機１台を所有しています。 申請地の耕作予定は、譲渡人より以前から耕作を受けており、これからも水稻として耕作予定です。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認し、番号３番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長 菊地瞳委員	報告が終わりました。番号３番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、岡本利江委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号３番については許可することに決しました。 番号４番及び５番について、菊地瞳委員の報告を求めます。 議案第２号、番号４番について報告します。

	農地に賃借権を設定する申請です。申請内容は、議案書記載のとおりです。調査は、５月１２日、午後１時２０分頃、申請地で申請人から行いました。申請地は、乙女の滝より南へ約１，１００メートルに位置しています。譲受人が申請に至った経緯は、譲受人は、同地域でぶどう栽培を行っており、今後経営面積を拡大したいと譲渡人に申し入れをし、今回の申請に至ったとのことです。譲受人が所有する農地の利用状況は、ぶどうを１２０アール作付けしております。トラクター１台、乗用モア１台、スピードスプレーヤー１台を所有しております。申請地の耕作予定は、ぶどうの作付けを考えているとのことです。調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認し、番号４番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。 議案第２号、番号５番について報告します。 農地に賃借権を設定する申請です。申請内容は、議案書記載のとおりです。調査は、５月１２日、午後１時１０分頃、申請地で申請人から行いました。申請地は、乙女の滝より南へ約１，０００メートルに位置しています。譲受人が申請に至った経緯は、譲受人は同地域でぶどう栽培を行っておりますが、今後、設備投資を抑え、尚且つ景観美化につながる、ラベンダー栽培を行い、ラベンダーオイルの生産を行いたいと譲渡人に申し入れをし、今回の申請に至ったとのことです。譲受人が所有する農地の利用状況は、ぶどうを１２０アール作付けしており、トラクター１台、乗用モア１台、スピードスプレーヤー１台を所有しています。申請地の耕作予定は、ラベンダーの作付けを考えているとのことです。調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認し、番号５番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。まず、番号４番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地瞳委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号４番については許可することに決しました。 次に、番号５番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地瞳委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号５番については許可することに決しました。
菊地喜芳委員	続けて、番号６番ですが、本件については、菊地喜芳委員と関連があり、農業委員会等に関する法律第３１条に規定する議事参与の制限に該当しますので、菊地喜芳委員の退室を求めます。
議長	＜退室＞
菊地瞳委員	それでは、番号６番について、菊地瞳委員の報告を求めます。 議案第２号、番号６番について報告します。 農地を売買する申請です。申請内容は、議案書記載のとおりです。調査は、５月１２日、午後１時４０分頃、申請地で申請人から行いました。申請地は、那須塩原市立高林小学校より北へ約７００メートルに位置しています。譲受人が申請に至った経緯は、譲渡人は高齢で後継者がいないため、知人で大規模経営をしている譲受人に農地を託したいと申し入れがあり、今回の申請に至ったとのことです。譲受人が所有する農地の利用状況は、水田５６８アール、畑作９８アールの複合経営を行っております。トラクター７台、コンバイン５台、乾燥機５台、田植え機１台を所有しています。申請地の耕作予定は、そばの作付けを考えているとのことです。調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認し、番号６番の申請は許可相

議長	当と判断しました。以上で調査報告を終わります。 報告が終わりました。番号 6 番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、菊地瞳委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号 6 番については許可することに決しました。
	ここで、菊地 喜芳委員の入室を求めます。
菊地喜芳委員	＜入室＞
議長	菊地喜芳委員に申し上げます。
	議案第 2 号番号 6 番については、許可することに決しました。
	番号 7 番及び 8 番について、神藤芳定委員の報告を求めます。
神藤芳定委員	議案第 2 号、番号 7 番について報告します。
	農地を売買する申請です。申請内容は、議案書記載のとおりです。
	調査は、5 月 1 4 日、午前 1 0 時頃、申請地で申請人から行いました。
	申請地は那須塩原市立南小学校より南西へ約 1.2 キロメートルに位置しています。
	譲受人が申請に至った経緯は、譲受人は、規模拡大を考えていたところ、知人である譲渡人が申請地を売ってくれることになり、今回の申請に至りました。
	譲受人が所有する農地の利用状況は、1 4 7 アールで水稻と野菜を作付け、トラクター 1 台、コンバイン 1 台、田植え機 1 台、耕耘機 1 台を所有しています。
	申請地の耕作予定は、水稻を作付けする予定です。
	調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。
	また、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことも確認し、番号 7 番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
	議案第 2 号、番号 8 番について報告します。
	農地を売買する申請です。申請内容は、議案書記載のとおりです。
	調査は、5 月 1 4 日、午前 9 時頃、申請地で申請人から行いました。
	申請地は、二区町自治公民館より北西へ約 2 0 0 メートルに位置しています。
	譲受人が申請に至った経緯は、譲渡人が引っ越しをするため、身辺整理をするため、隣接した農地に水稻を作付けしている譲受人に農地を買ってくれないかと相談したところ、買ってくれるということで、今回の申請に至ったということです。トラクター 1 台、除草機 1 台を所有しています。
	譲受人が所有する農地の利用状況は、現在 1 0 7 アールで水稻と麦、大豆を作付けしています。
	申請地の耕作予定は、水稻を作付けする予定です。
	調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。
	また、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことも確認し、番号 8 番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。まず、番号 7 番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、神藤芳定委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号 7 番については許可することに決しました。
	次に、番号 8 番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、神藤芳定委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号 8 番については許可することに決しました。
	番号 9 番について、槌江栄作委員の報告を求めます。
槌江栄作委員	議案第 2 号、番号 9 番について報告します。
	農地に使用貸借権を設定する申請です。申請内容は、議案書記載のとおりです。
	調査は、5 月 1 6 日、午後 4 時頃、申請地で申請人から行いました。
	申請地は、折戸自治公民館より西へ約 5 0 0 メートルに位置しています。
	譲受人が申請に至った経緯は、譲受人は譲渡人よりアスパラガス栽培の話聞き興味

	を持ち色々調べているうちに自分で取り組んでみたくなりました。譲渡人に相談したところ了承が得られたことから本申請に至りました。譲渡人と譲受人は親子です。譲受人が所有する農地の利用状況は、譲受人は新規就農者なので、現在所有する農地はありません。アスパラガス栽培の研修を受講済で、パイプハウス等の施設やトラクター等の機械は、今後制度資金を利用し導入予定です。 申請地の耕作予定は、アスパラガスです。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号9番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号9番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、樋江栄作委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号9番については許可することに決しました。 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
菊地寿行委員	番号1番及び2番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。 議案第3号、番号1番について報告します。 農地改良として一時転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原駅より北へ約690メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請地は、申請地の隣接地でアパート建築を進めており、市道から車の乗り入れを考え、建築部分及び駐車場部分での切土を行う予定で、このままでは申請地と隣接地の高低差が生じるため、申請地を含め、切土したく農地改良を目的とした農地転用の申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地で農地改良をする内容となっております。 周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、5月22日、午前9時35分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。 議案第3号、番号2番について報告します。 車庫及び駐車場として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原駅より北へ約690メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請地の隣接地に自宅、建設会社があり、敷地が狭く車両を駐車するスペースや建設機械の保管する場所が不足しており、申請地であれば十分なスペースを確保でき、利便性が良いと思ったので今回の申請に至りました。 また、転用の許可を得ることなく平成23年ごろから車庫、駐車場として利用してしまいました。今後は法律を重んじ、再度このような違反をしないことを誓いますとする始末書が添付されております。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地で車庫及び駐車場を造成する内容となっております。 新たに給水管、污水排水管は設置せず、雨水は宅地内浸透処理とします。 周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、5月22日、午前9時35分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。まず、番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地寿行委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

菊地寿行委員	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。 次に、番号2番について、質疑、御意見は ございますか。 《特に意見なし》 無いようですので 菊地寿行委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。 続けて、番号3番について、菊地寿行委員の報告を求めます。 議案第3号、番号3番について報告します。 共同住宅として転用するための申請です。申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原駅より北へ690メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、今後の生活のために、安定した収入を得たいと思い、アパート経営を計画しました。自宅から近く管理もしやすいと思い今回の申請に至りました。 また、転用の許可を得ることなく平成23年頃から庭の一部として利用してしまいました。 今後は法律を重んじ、再度このような違反をしないことを誓いますとする始末書が添付されております。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地で共同住宅を建築する内容となっております。 上下水道は市の施設を利用し、雨水は宅地内浸透処理とします。 周囲にL型擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、5月22日、午前9時35分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号3番について、質疑、御意見は ございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地寿行委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。 番号4番について、金田廣衛委員の報告を求めます。 議案第3号、番号4番について報告します。 長屋住宅として転用するための申請です。申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、厚崎公民館より東へ100メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請人は現在、自宅前に店舗付きアパートの経営を行っていることもあり、隣接する申請地は、市街地に近く、今後長屋住宅の経営が望ましいと判断し、今回の申請に至ったとのことです。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地で長屋住宅を建築する内容となっております。 上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内雨水浸透槽にて処理します。 周囲にL型擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、5月22日、午前9時20分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号4番について、質疑、御意見は ございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。 番号1番について、金田廣衛委員の報告を求めます。

金田廣衛委員

議案第4号、番号1番について報告します。

本件は、平成22年3月16日に取得した農地転用許可について事業完了とならず、新たな承継人により事業を実施するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原駅より北へ450メートルに位置しています。

変更の理由は、当初計画人は、一般住宅を建築し移住する予定だったが、群馬県へ移住したため計画を遂行することが出来なかった。

今回、新たな承継人より更地分譲を造成したいとの申し出があり本申請に至ったとのこと。

現地調査は、5月22日、午前9時50分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。番号1番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田廣衛委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更することに決しました。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番及び2番について、石崎清委員の報告を求めます。

石崎清委員

議案第5号、番号1番について報告します。

賃貸借により現場事務所及び資材仮置場として一時転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、金沢上集落センターより北へ約300メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、県発注の道路改良工事、主要地方道矢板那須線の現場事務所及び資材置き場として一時転用するための申請です。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域にある第2種農地となります。

本件は一時的な転用であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、栃木県発注の旧橋撤去工事のための現場事務所及び資材仮置場とする内容となっています。

上下水道は利用せず、雨水排水は敷地内浸透にて処理します。

周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。

現地調査は、5月21日、午前9時20分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議案第5号、番号2番について報告します。

賃貸借により資材置場及び駐車場として使用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立西小学校より北へ約2キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は、2017年6月から、廃品回収業を行っていましたが、小売りより卸売りが有利と判断し、買受け卸売業に転換することとし、当地に業務に必要な、有価物等の資材置き場及び駐車場とするため本申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地を資材置場及び駐車場として転用する内容となっています。

申請地は全面砂利敷きとし、雨水排水は自然浸透処理とします。

土留めにより、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、5月21日、午前9時40分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。まず、番号1番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

斎藤栄委員

無いようですので、石崎清委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に、番号2番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎清委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

番号3番及び4番について、斎藤栄委員の報告を求めます。

議案第5号、番号3番について報告します。

売買により農業用地として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、二つ室自治公民館より南へ約1キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請地付近の水田には用水路がなく、昭和48年にポンプを備え付けました。今回、そのポンプ設置場所を譲り受けることとなり申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。

本件は、農業用施設などの地域の農業の振興に資する施設の用に供するための転用であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地を農業用地として水田用井戸を設置する内容となっています。

周囲に畦畔を設置し、土砂の流出を防ぎます。

現地調査は、5月21日、午前10時50分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議案第5号、番号4番について報告します。

売買により駐車場として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、二区町自治公民館より北へ600メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は、自動車整備業を営んでおり、大型車の敷地は常に車両が満杯の状態となっております。早急な駐車場の拡張が必要なことから、今回の申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。

本件は既存施設の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地拡張のための転用であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に駐車場を造成する内容となっています。

上下水道は利用せず、全面砂利敷とし、雨水排水は自然浸透にて処理します。

周囲を擁壁で囲み土砂及び雨水の流出を防ぎます。

転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しております。

現地調査は、5月27日、午前10時30分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。まず、番号3番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、斎藤栄委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

次に、番号4番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、斎藤栄委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

金田廣衛委員	番号５番について、金田廣衛委員の報告を求めます。 議案第５号、番号５番について報告します。 売買により更地分譲として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原駅より北へ４５０メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請地は、譲渡人が家を建築する予定でしたが、家族の都合により、群馬県に移住しました。また、譲受人は今の状態のまま、申請地を販売する予定とのことです。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第３種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に更地分譲地を造成する内容となっています。 上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内浸透にて処理します。 既に周囲にはコンクリート擁壁が設置されているため、周辺農地への影響はありません。 現地調査は、５月２２日、午前９時５０分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号５番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号５番については許可することに決しました。
木下久雄委員	番号６番について、木下久雄委員の報告を求めます。 議案第５号、番号６番について報告します。 売買により駐車場として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立西小学校より北へ約２.２キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請人は、現在上三川町に倉庫物流センターをはじめ、栃木県内４か所に拠点を置き、事業を展開しておりますが、近年の受注増大。業務拡張による営業所確保、中継所を兼ねた駐車場が必要となり、今回の申請になりました。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第３種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に駐車場を造成する内容となっています。 上下水道は利用せず、雨水排水は自然浸透にて処理します。 周囲にＬ型擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、５月２１日、午前１０時頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長 上野農地係長	番号６番について、事務局から補足願います。 番号６番について補足します。 本件は、県農業会議 常設審議委員会諮問案件となるため、指令書の交付は、常設審議委員会からの答申日となります。以上です。
議長	報告が終わりました。番号６番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、木下久雄委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号６番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。
菊地瞳委員	番号７番について、菊地瞳委員の報告を求めます。 議案第５号、番号７番について報告します。 売買によりアパートとして転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原駅より南西へ約６００メートルに位置しています。

	申請に至った経緯は、申請地は、JR 那須塩原駅から近く、また区画整理地内にあり、学校やスーパーも近くにあり、アパートとして最適であることから、今回の申請に至ったとのこと。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地にアパートを建築する内容となっています。 上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内浸透処理とします。 周囲に土留めを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、5月22日、午前10時頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号7番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地瞳委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
岡本利江委員	異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。 番号8番について、岡本利江委員の報告を求めます。 議案第5号、番号8番について報告します。 賃貸借により倉庫として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、二区町自治公民館より北西へ約1キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請人は、大田原、西那須野地区を中心に、倉庫業を展開しています。近年、貸倉庫を適地、適所に確保し、利用する企業が増加していることから、工業団地付近に必要になりました。これまでの倉庫の借り手が順調に行き、新たな物件が必要となり、今回の申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので第2種農地となります。 本件は申請地でしか事業の目的が果たせないと認められるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に倉庫を建築する内容となっています。 上下水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理、雨水排水は地下式雨水浸透槽にて処理します。 周囲にL型擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。 現地調査は、5月21日、午前10時15分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長 上野農地係長	番号8番について、事務局から補足願います。 番号8番について補足します。 本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。また、都市計画法の許可も必要となることから、指令書の交付は常設審議委員会の答申日、又は、都市計画法の許可日のいずれか遅い日となります。以上です。
議長	報告が終わりました。番号8番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、岡本利江委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
菊地瞳委員	異議なし多数と認め、番号8番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。 番号9番及び10番について、菊地瞳委員の報告を求めます。 議案第5号、番号9番について報告します。 売買により宅地分譲として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、JR 那須塩原駅より南西へ600メートルと800メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請地は、JR 那須塩原駅が近く、利便性が非常に高く、区画整理区内にあり、道路も整備されており、宅地分譲には最適であることから、今回の申請に至ったとのこと。

申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に更地分譲地を造成する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内浸透処理とします。

周囲に土留めを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、5月22日、午前10時頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議案第5号、番号10番について報告します。

売買により堆肥舎として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立青木小学校より北東へ約1.2キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、堆肥舎の建設を考えていたところ、今回土地の売買の相談があり、堆肥舎も含まれていることから、好都合と考え取得申請に至ったとのこと。

なお、農地法第4条の許可を得ることなく堆肥舎を建設してしまったことについては、誠に申し訳なく思っております。今後、農地法をよく理解し、違反することのないように致しますとする、譲渡人からの始末書が添付されています。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる地域内にあるので、第1種農地となります。

本件は、農業用施設であり、地域の農業の振興に資する施設の用に供するための転用であることから、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に堆肥舎を建設する内容となっています。

上下水道は利用せず、雨水排水は自然浸透処理とします。

現在の施設をそのまま利用することから、周辺農地への影響はありません。

現地調査は、5月22日、午前10時50分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。まず、番号9番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地瞳委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号9番については許可することに決しました。

次に、番号10番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地瞳委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号10番については許可することに決しました。

議長 次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

上野農地係長 議案第6号について説明します。

農地中間管理事業の推進に関する法律の規定によりまして、農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の決定を経て作成することになっていることから協議があったものです。

議案書17ページから20ページまでが「賃借権設定」の案件で20件、合計面積が146,478平方メートルとなります。続いて、21ページから26ページまでが「所有権移転関係」の案件で13件、合計面積が108,456平方メートルとなります。

調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、全

議長

ての案件で問題は無いとの報告であったことから、事務局としても中間管理機構への回答は決定として問題無いと考えます。以上です。

説明が終わりました。このことについて、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明のとおりで御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

織田局長補佐

異議なし多数と認め、議案第6号は決定として農地中間管理機構に回答いたします。次に、議案第7号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

別冊1をご覧くださいと思います。

農業委員会等に関する法律の規定に基づきまして、農業委員会の最適化活動の実施状況の公表を行うため、毎年作成しているものです。内容についてご説明いたします。別冊1の1ページ、I 農業委員会の状況について(令和6年4月1日現在)の農業委員会の状況になります。農業委員会の現在の体制について、農家、農地等の概要になります。

続きまして、2ページをご覧ください。II 最適化活動の実施状況についてです。こちら①現状及び課題、それから②目標の項目につきましては、先に御承認いただいております、令和6年度最適化活動の目標の設定の数値と同じとなっておりますので、説明は省略させていただきます。③の実績のみ説明とさせていただきます。まず、1の最適化活動の成果目標、(1)農地の集積についてです。①、②は省略させていただいて、③の実績をご覧ください。今年度の新規集積面積は17.6ヘクタール、今年度末の集積面積は6,181.6ヘクタール、集積率は65.1パーセント、目標に対する達成状況は99.4パーセントでした。農業委員会の点検結果につきましては、目標に対し、やや期待を下回る結果のため、農地の出し手・受け手を把握するため、関係機関と連携し営農状況・営農意向の把握を推進する、と致しました。

続きまして、(2)遊休農地の発生防止・解消についてです。3ページにきまして、③の実績のところをご覧ください。今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積は2.6ヘクタール、今年度の目標に対する達成状況は99.2パーセントでした。

④その他をご覧くださいと思います。こちらは、農地の利用状況調査の結果となっております。農業委員会の点検結果といたしましては、若干目標を下回る結果となりました。農家の高齢化や後継者不足等により、遊休農地の解消する面積より再発生する面積が多くなる年がございました。遊休農地解消緊急対策事業等を活用しまして、関係機関と連携し遊休農地解消を図る必要があるといたしました。

続きまして、(3)新規参入の促進についてです。4ページをめくっていただきたいと思います。③の実績のところをご覧ください。目標に対する達成状況は、6.6パーセントとなりました。点検結果といたしましては、目標に対し下回る結果となり、目標は達成できませんでした。目標達成に向け、関連機関と連携し、新規参入者への貸付等ができる農地の把握と、周知については、更なる検討が必要であるいたしました。

続きまして、2 最適化活動の活動目標についてです。(2)活動強化月間の設定について、5ページになります。②の実績のところをご覧くださいと思います。

こちら目標通り、11月、12月、1月に実施することができました。

続きまして、(3)新規参入相談会への参加についてです。こちら②の実績をご覧くださいと思います。8月にJAなすの黒磯総合センターで開催しました、那須地域就農相談会に参加しております。

続きまして、推進委員等の点検・評価結果、一番下のかっこ書きのところになります。こちらは毎月提出していただいております、活動記録簿の1年間の集計結果となっております。

続きまして、最後の6ページをご覧ください。

III 事務の実施状況についてになります。1 総会、部会の開催実績、総会の開催実績は、12回でした。2 農地法第3条に基づく許可事務、こちらは33件ございました。3 農地転用に関する処理件数は103件でございました。4 違反転用への対応ですが、こちら実績はございませんでした。本日ご承認いただいた後、栃木県農業振

議長 月井喜美郎委員	興事務所に提出させていただきますして、6月末までにホームページ上に掲載して、公表を行うようになります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。
	説明が終わりました。このことについて、質疑、御意見はございますか。
織田局長補佐	2ページの③の実績で、目標に対する達成状況が、99.4パーセントということで、農業委員会の点検結果については、目標に対しやや期待を下回った結果となったということですが、これについて私の方では99.4パーセントというと良いのではないかなと思いますが、これを期待を下回っていたということであれば、数字上何パーセントであれば良いのかお伺いしたいです。よろしくお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。 こちら基準というか、そう言ったものがございまして、100パーセントを超えていないとか、100パーセントにならないと期待を下回っているという結果になっているという基準がございまして、それに合わせた形での文言になっているところです。
	他に、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
織田局長補佐	異議なし多数と認め、議案第7号は原案のとおり決定しました。 次に、議案第8号「令和8年度農林関係税制改正に関する要望事項の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
	引き続き、本日お渡しした別冊2をご覧くださいと思います。 こちら、農林関係税制改正に関する要望についてですが、4月の全員協議会の時に御説明させていただきまして、要望の提出の依頼をさせていただきました。ただ、提出がなかった状況になります。農業委員会としまして、今年度末をもって、特例の適用期限が切れます、こちら2件ですね、こちらを要望したいというふうに考えております。
議長	まず1点目、「肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の期間延長」それから2点目「農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例の適用期限の延長について」ということで、こちらの2点を県農業会議の方に提出したいと考えております。こちら昨年も同じような形で提出している内容になります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。
	説明が終わりました。このことについて、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
織田局長補佐	異議なし多数と認め、議案第8号は原案のとおり決定しました。 次に、議案第9号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
	引き続き、本日お渡しした次第の、29ページそれから30ページをご覧くださいと思います。 農地利用最適化推進委員が、3月より1名減になっていた状況です。募集を行った結果、1件、団体推薦がございました。内容につきましては、こちら議案第9号の別紙の農地利用最適化推進委員候補者名簿をご覧くださいと思います。
議長	こちら槻沢生産組合から御推薦いただきました。槻沢地区の生産部長を2期務め、地域の実情を熟知していることから推薦されております。本日御承認いただけましたら、6月1日を委嘱日としたい考えでございます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。
議長	説明が終わりました。このことについて、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、議案第9号は候補者名簿のとおり委嘱することに決しました。 次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。

上野農地係長	追加資料 3 1 ページをご覧ください。
	県農業会議常設審議委員会に諮問し、許可相当の意見答申があったものについて、4 月中に会長の専決許可処分をした案件は、5 条許可が 1 件で、常設審議委員会の答申日と同日許可としております。以上です。
議長	報告が終わりました。このことについて、御意見ございますか。
	《特に意見なし》
	意見がないようですので、報告第 1 号を終わりにします。
	次に、報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 による届出の受理について（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
織田局長補佐	追加資料 3 2 ページをご覧ください。
	この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第 3 条の 3 の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされております。
	4 月の届出の状況につきまして御報告するものです。
	4 月は相続を原因とした権利移動の届出を 9 件受理いたしました。
	いずれも相続後の耕作に支障はない、ということで、農業委員会によるあっせんを希望するケースはございませんでした。報告は以上です。
議長	報告が終わりました。このことについて、御意見ございますか。
	《特に意見なし》
	意見がないようですので、報告第 2 号を終わりにします。
	以上で全ての議事が 終了いたしました。
	慎重にご審議いただき ありがとうございます。
	これをもって、那須塩原市農業委員会第 2 4 回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

18番

議席番号

19番
